

## 第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

第2次豊中市公立こども園整備計画策定支援業務委託

### 2. 業務の目的

「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」（平成28年9月）、「公立こども園整備計画」（平成30年9月）、「公立こども園再整備計画（前期）」（令和2年1月）を、具体的な就学前児童人口推移や地域ごとの公立・民間の施設定員など精緻なシミュレーションに基づき見直し、「第2次公立こども園整備計画」として再策定することにより、豊中市における公立こども園の将来像を示す。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

### 4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね2営業日以内）報告すること。

### 5. 委託業務内容

#### I. 第2次豊中市公立こども園整備計画の策定支援

i～iiiを実施することで、第2次豊中市公立こども園整備計画を策定する

#### i. 公立こども園の適正配置に向けた基本方針の見直し

現在の政策的・社会的な情勢をふまえ、「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」（平成28年9月）を整理し見直す。内容は以下の通り。

-整理内容-

- 1) 公立こども園を取り巻く現状と課題、これまでの取組み
- 2) 公立こども園のめざす姿
- 3) 公立こども園の適正配置の基本的な考え方

#### ii. 公立こども園整備計画の見直し

「公立こども園整備計画」（平成30年9月）を、園ごとに条件を整理し、統廃合・民営化等の具体的な手法、スケジュールを示す計画として再策定する。

見直しに当たり、整理する内容は以下の通り。

-整理内容（調査）-

- 1) 人口推計・ニーズ量推計及びこども誰でも通園制度（仮称）にかかるニーズ率算定のための調査の分析※こどもすこやか育みプランの検討データ等の提供を受け、検証
- 2) 地理的状況等の整理（福祉7圏域）
- 3) 民間事業者へのヒアリング調査（公立こども園ごとの民営化等の実現性に関する調査）
- 4) 先進自治体の事例等の情報収集・提供
- 5) 必要な法令・制度の情報収集・提供

-整理内容（シミュレーション）-

- 6) 施設の老朽化に伴うシミュレーション（再整備コスト等）
- 7) 公立こども園・民間就学前施設の利用定員のシミュレーション（障害児受入、閉園時における児童の行先等）
- 8) 公立こども園の職員に関するシミュレーション（退職、採用等）

-整理内容（第2次豊中市公立こども園整備計画の立案）-

- 9) 公立こども園ごとの統廃合・民営化等の方向性の立案
- 10) 統廃合・民営化等の進め方、スケジュールの設定
- 11) 再整備実施園の基本的な再整備プランの作成

### iii. その他市が指示する事項

- 1) 庁内会議（想定4回）・審議会（想定4回）等の資料作成支援
- 2) 市民意見公募にかかる資料作成・意見公募結果の取りまとめ
- 3) 策定した第2次豊中市公立こども園整備計画にかかる説明プレゼン資料の作成
- 4) その他

## 6. スケジュール（想定）

- ・ 6月～7月 : データの整理、調査の実施
- ・ 8月 : 計画（粗案）策定
- ・ 12月 : 計画（素案）策定、市民意見公募
- ・ 3月 : 計画策定、公表

## 7. 業務実施体制

- ・本業務を実施するにあたり、統括責任者1人、担当者1人以上、計2人以上を配置すること。
- ・管理体制を明確化し、円滑に業務を遂行すること。
- ・進捗に応じ、必要な打合せ機会をもつこと。
- ・業務に遅延が発生しないように的確に進行管理すること。

## 8. 成果品等

- ・ 5. 委託業務内容に関する成果品等を指定の媒体、部数等で期日迄に提出すること。
- ・ 成果品の納入場所は、豊中市こども未来部こども事業課とする。

	成果品等の提出物	提出期日	提出方法など
1	業務着手届・業務計画書	着手時	印刷各 1 部
2	他市先進事例等に係る調査結果資料一式	R6 年 8 月まで	電子媒体
3	仕様 5 I (1) で整理した要件データ資料	その都度	電子媒体
4	庁内会議・審議会資料	その都度	印刷 40 部及び電子媒体
5	第 2 次豊中市公立こども園整備計画（素案）、素案概要版	R6 年 11 月まで	印刷 10 部及び電子媒体
6	市民意見公募にかかる資料作成	R6 年 11 月まで	電子媒体
7	市民意見公募結果のとりまとめ	R6 年 12 月まで	電子媒体
8	第 2 次豊中市公立こども園整備計画、計画概要版	R7 年 3 月末日まで	印刷 50 部及び電子媒体
9	計画にかかる説明プレゼン資料	R7 年 3 月末日まで	電子媒体
10	業務打合せ議事録	その都度	電子媒体
11	業務完了届	業務完了時	印刷各 1 部

## 9. 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

## 10. 機密の保持

受託者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例(平成 17 年条例 19 号)を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 11. その他

- ・ 当該業務を遂行するにあたり、業務計画書を速やかに提出し、委託者の承諾を得ること。
- ・ 当該業務を遂行するにあたっては、事前に委託者と十分な協議を行い、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務にあたること。
- ・ 業務の進捗状況は、適宜報告を行うこと。
- ・ 資料等に用いる用紙及び消耗品をはじめ、受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- ・ 本業務の履行のために必要な資料は貸与するが、本業務完了後速やかに本市に返却すること。集計を終えた個別データは完全削除処分とすること。
- ・ データ等の取り扱いにあたっては、セキュリティ対策の措置を講じること。
- ・ 業務の遂行において、疑義が生じた場合には速やかに委託者と協議を行い、適切に対応すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。
- ・ 受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行うものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

以上